

豊橋市議会だより広告募集要項

豊橋市議会では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「豊橋市議会だより広告掲載実施要綱」に基づき「豊橋市議会だより」に掲載する有料広告を募集します。

1 広告を掲載する媒体

- (1) 名 称 豊橋市議会だより
- (2) 規格等 A4判、表紙・裏表紙カラー刷り、その他2色刷り
- (3) 発行日 令和8年5月1日、令和8年8月1日、
令和8年11月1日、令和9年2月1日
- (4) 発行部数 約127,000部
- (5) 配布対象 市内全世帯（これは目標であり、全世帯への配布を保証するものではありません）

2 募集内容

- (1) 掲載位置 裏表紙下段
- (2) 募集枠数 1発行あたり2枠（広告枠は結合可とする。ただし、広告掲載料等、2枠として取り扱うものとする）
- (3) 掲載期間 令和8年5月1日号～令和9年2月1日号
（4回掲載）
- (4) 掲載料 1枠あたり25,000円
- (5) 枠サイズ 天地：55mm、左右：85mm
- (6) 色・デザイン 豊橋市広告掲載基準に準拠し、市議会のイメージを損なわないもの
- (7) 募集期間 令和8年5月1日号 令和8年2月2日から令和8年3月2日まで
令和8年8月1日号 令和8年5月7日から令和8年6月1日まで
令和8年11月1日号 令和8年8月3日から令和8年9月1日まで
令和9年2月1日号 令和8年11月2日から令和8年12月1日まで
※議会局受付は午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日除く）

3 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第167条の4第2項の各号に該当しないこと
- (3) 豊橋市広告掲載基準第2条の規定による業種又は事業者でないこと

4 申込等

(1) 申込方法

次に掲げる書類を電子メール等により提出してください。

- ①豊橋市議会だより広告掲載申請書（様式第1）

- ②同意書（市税の滞納の有無に関する照会及び確認）
- ③広告原稿案（様式の指定なし。広告の内容・デザインがわかるもの）
- ④会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- (2) 提出先 豊橋市議会局 議事課（豊橋市役所東館7階）
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話：0532-51-2920
E-mail：gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp
- (3) 注意事項 「豊橋市広告掲載要綱」「豊橋市広告掲載基準」「豊橋市議会だより広告掲載実施要綱」「豊橋市議会だより広告掲載基準」等をよくお読みください。

5 選定等

- (1) 選定方法 豊橋市議会だより編集委員会で審査し、決定します。募集枠を超えた応募があった場合は、豊橋市議会だより広告掲載実施要綱第8条の規定により決定します。
- (2) 審査結果 豊橋市議会だより広告掲載決定通知書（様式第2）にて通知します。

6 掲載料納付及び広告原稿提出

- (1) 掲載料納付 広告掲載決定通知を受けた者は、議長が指定する期日までに広告掲載料を納付してください。
- (2) 原稿提出 市議会が指定する期日までに、豊橋市議会だより広告原稿作成要領により作成した正式な原稿を電子メールまたはCD-R等のメディアにより提出してください。

7 関連規定

- (1) 豊橋市広告掲載要綱
- (2) 豊橋市広告掲載基準
- (3) 豊橋市議会だより広告掲載実施要綱
- (4) 豊橋市議会だより広告掲載基準
- (5) 豊橋市議会だより広告原稿作成要領

8 問合せ先

豊橋市議会局 議事課（豊橋市役所東館7階）
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話：0532-51-2920 FAX：0532-55-9020
E-mail：gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp